

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する  
附帯決議

参議院財政金融委員会  
平成二十三年五月二日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災の被災地域が一刻も早く復興するよう、道路、鉄道等の交通ネットワークの速やかな復旧・復興など、対応に万全を期すこと。
- 一 平成二十三年度第一次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、平成二十三年度第二次補正予算の編成に際して見直しも含めた検討を行うこと。
- 一 子ども手当、高速道路無料化及び農家戸別所得補償等の歳出策の在り方については、平成二十三年度第二次補正予算の編成に向けて、早急に見直しの検討を進めること。
- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの国庫納付については、臨時異例の措置とともに、JR三島貨物会社への支援や北陸新幹線の債務償還等を確実に実施すること。

右決議する。